

コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日 2021 年 12 月 28 日
会社名 かぶしがいいしゃへき 株式会社碧
会社名（英訳） HEKI Co., Ltd.
本店所在地 沖縄県那覇市東町 19 番 25 号
代表者役職氏名 代表取締役社長 金城 智子
問合わせ先 経営企画部 098-863-1533
URL <https://www.heki.co.jp/>
証券コード 3039

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は次の通りです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社は企業理念である「お客さまに満足感をご提供する」ことを事業活動における最も重要な目的に位置づけております。またそれを実践することにより会社が発展し、継続的に企業価値を高めることができると考えており、その結果、株主の皆様を始めとする各ステークホルダーへの責任に応えることができると考えております。

企業理念を実現するために当社は、事業環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制や諸制度を整備するとともに、経営における透明性の向上や監視機能強化の観点から、株主や投資家に対する的確な情報開示に取り組むことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつとして位置づけております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映し株主から信頼される経営を目指しております。

■ 2. 資本構成

(1) 外国人株式所有比率 10%未満

(2) 大株主の状況

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
奥間 弘子	270,000	45.76
西里 弘一	270,000	45.76
株式会社ミーティッジ	8,000	1.36
有限会社アクシス	7,100	1.20
株式会社東洋	4,100	0.69
忍田 章彦	3,800	0.64
行村 浩章	1,200	0.20
川端 義光	1,200	0.20
株式会社丸市ミート	1,000	0.17
瑞泉酒造株式会社	1,000	0.17
有限会社ロベルト商事	1,000	0.17

(3) 支配株主（親会社を除く）の有無 無

(4) 親会社の有無 無

■ 3. 企業属性

(1) 上場取引所及び市場区分 TOKYO PRO Market
(2) 決算期 9月
(3) 業種 小売業
(4) 直近事業年度末における(連結)従業員数 100人未満
(5) 直近事業年度末における(連結)売上高 100億円未満
(6) 直近事業年度末における連結子会社数 10社未満

■ 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

■ 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

(1) 組織形態 監査役設置会社
(2) 取締役関係
① 定款上の取締役の員数 10名
② 定款上の取締役の任期 1年
③ 取締役会の議長 取締役社長
④ 取締役の人数 5名
⑤ 社外取締役の選任状況 選任している
イ. 社外取締役の人数 2名
ロ. 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0名
ハ. 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上原 トミ子	他の会社の出身者											○
浅井 道雄	公認会計士											○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

二. 会社との関係 (2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
上原 トミ子		—	個人創業当初からの支援者であり、当社の監査役であった経験に加え、他社勤務の経験を持っていることから、当社にとって貴重な提言を頂いているものと考えております。同氏は、当社株式を一部保有しているほか、当社との間には人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。
浅井 道雄		—	公認会計士として長年企業監査を行ってきた経験から、当社にとって貴重な提言を頂けるものと考えております。2011年9月期まで当社と監査契約を結んでおりましたが、現時点において当社との間には人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

⑥ 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 無

(3) 監査役関係

- ① 監査役会の設置の有無 設置していない
 ② 定款上の監査役の員数 3名
 ③ 監査役の人数 1名
 ④ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は大会社ではないため会計監査人を設置しておりませんが、如水監査法人との間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。

内部監査部門である経営企画部の内部監査担当者との間で監査実施状況に関して日常的に協議・連携を行っております。

- ⑤ 社外監査役の選任状況 選任している
 イ. 社外監査役の人数 1名
 ロ. 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 0名

ハ. 会社との関係 (1)

	属性	会社との関係 (※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
屋宜 栄康	他の会社の出身者													○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他
- 二．会社との関係（２）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
屋宜 栄康		—	豊富な金融業界での経験からの知見より、適正な監査と助言が期待できます。当社との間には人的関係、取引関係その他の利害関係は一切ありません。

（４）独立役員関係

- ①独立役員の数 0 名
- ②その他独立役員に関する事項 該当事項はありません。

（５）インセンティブ関係

実施しておりません。

（６）取締役報酬関係

- ①（個別の取締役報酬の）開示状況：個別報酬の開示はしていない
- ②該当項目に関する補足説明

2021年9月期における当社の取締役報酬は以下のとおりであります。

取締役を支払った年間報酬総額 30,150 千円
- ③報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無：あり

役員の報酬は、株主総会の決議に基づく限度額（300,000 千円）の範囲内で、その具体的な配分は取締役会で決定しております。

（７）社外取締役（社外監査役）のサポート体制

社外取締役に対し、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしています。

社外監査役は非常勤監査役であるが、監査役監査に必要とされる情報を随時提供する他、社外監査役からの質問・要請に対して迅速に対応することにより、社外監査役の監査活動をサポートしております。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法で定められた取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次監督しております。

(1) 取締役会

取締役会は取締役5名で構成されており、経営方針、業務の意思決定を行い、取締役の職務執行を取り締まる機関と位置づけ、運営されております。原則として毎月1回開催される他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

(2) 監査役

当社は監査役制度を採用しております。監査役は取締役会やその他社内会議に出席し、取締役の業務執行を監督するとともに、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

当社の監査役である屋宜栄康は、当社との間には人的関係、取引関係その他利害関係はございません。

(3) 内部監査

当社は業務改善を推進するため、経営企画部が被監査部門から独立した内部監査担当者1名を指名し、社長の指示により各部門の内部監査を実施しております。

(4) 会計監査

当社は如水監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2021年9月期において監査を執行した公認会計士は松岡将史氏、飯村光敏氏の2名であり、継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名その他2名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

■ 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

当社の決算月は9月であり、定時株主総会の開催日は集中日とは異なっております。

■ 2. IRに関する活動状況

(1) IR資料のホームページ掲載：当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。

(2) IRに関する部署（担当者）の設置：経営企画部にて対応してまいります。

■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

当社は経営指針として「ステークホルダー主義」を定めており、株主の皆様を始め、顧客、従業員・取引先等との相互関係に支えられ当社が存続していることを強く認識し、生み出した付加価値についても全体最適の観点から配分することを経営において実践することに努めております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

■ 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は企業理念として「碧の理念」を定めており、これを具現化するための経営指針、行動指針を定め、役職員全員で共有し、実践します。
- ② 当社の役員・使用人は、法令・定款の遵守を徹底するため、企業倫理の徹底に向けた社内教育を実施します。
- ③ 当社の役員・使用人は、当社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、経営企画部長に報告するものとします。経営企画部長は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める場合適切な対策を決定します。
- ④ 代表取締役は経営企画部長に命じた上で内部監査担当者を選任し、これを直轄しております。内部監査担当者は、経営企画部長の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行います。
- ⑤ 当社の役員・使用人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して、文書管理規程、取締役会規程等に従い、文書又は電磁的方法により記録を作成し、適切に保存及び管理（廃棄を含む）を行います。
- ② 取締役の職務執行情報に関して、監査役又は監査役を補助する使用人が閲覧を求めた場合、担当取締役は、速やかに当該情報・文書を閲覧に供します。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて随時開催します。そこで審議・決定された内容は、職務を執行する担当部門において速やかに実施します。
- ② 職務権限規程、職務分掌規程において、取締役・使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、決裁に関わる規程を適宜見直し、適正かつ効率的な体制を確保します。
- ③ 内部監査を担当する部門を「経営企画部」とし、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、代表取締役への報告を行います。
- ④ 各種専門家等の第三者の関与を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図ります。

(4) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- 監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けます。また、取締役及び使用人は、下記に定める事項につき、直接、必要な報告を行います。
- ・ 当社の内部統制システム構築に係る部門の活動状況
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ・ 当社が保有する個人情報の管理状況
 - ・ その他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

(5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行状況に関する文書を閲覧し、取締役又は使用人から説明

を求めることができます。

- ② 監査役は、監査の実施にあたり、内部監査主管部署である経営企画部や監査法人と意見交換を行い、連携を図ります。

■ 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求には断固として応じず、取引その他の関係を一切持ちません。また警察等関係機関や弁護士等と情報交換を密にし、連携して対応いたします。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況

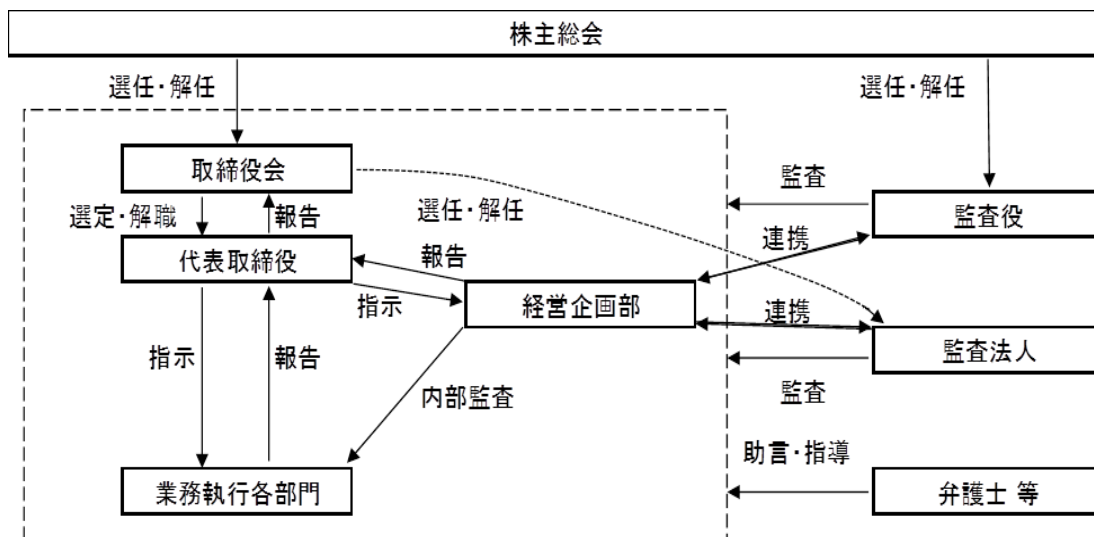
反社会的勢力の排除に向けた整備状況といたしましては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定することにより反社会的勢力への対応ルールを明確化し、迅速かつ適正に対応できるよう整備しております。

V. その他

- 1. 買収防衛策の導入の有無 なし
- 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



(2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制フローは以下のとおりです。

